

公立大学法人福岡女子大学研究費不正防止計画

平成27年9月7日
(令和4年4月1日一部修正)

公立大学法人福岡女子大学における研究費の運営・管理に関する規則第10条に基づき、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定。令和3年2月1日改正（以下、「実施基準」という））の趣旨や内容を踏まえ、研究費の不正使用を防止し、適正かつ公正・明瞭な研究費の管理・監査を行うため、公立大学法人福岡女子大学における研究費不正防止計画を次の通り策定する。

1 運営及び管理体制 [研究費の運営・管理に関する規則 第3条～第5条]

- (1) 最高管理責任者：理事長（学長）
大学全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う。
- (2) 統括管理責任者（コンプライアンス統括責任者）：研究担当副学長
最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を負う。
研究費の適正な運営・管理のための具体的な対策を講じるとともに、実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。
- (3) 部局責任者（コンプライアンス推進責任者）：事務局長、学部長及び研究科長
研究費の運営・管理について実質的な責任と権限をもつ。
自己の管理監督する部局等における対策を実施し、実施状況を確認し、コンプライアンス統括責任者に報告する。

2 機関内の責任体系明確化

項目	不正発生要因	不正防止計画	規則等
(1)機関内の責任体系の明確化	①機関内の責任体系に関する周知不足により、研究費の管理・執行に対する組織としての責任があいまいとなる。	最高管理責任者が各責任者に責任体系の啓発を促すとともに、学内通知及びホームページにて周知する。	実施基準第1節 実施上の留意事項 ②
	②時間の経過により、学内での認識が低下する。	研究者に対する説明会開催時に確認を促すなど、周知徹底及び意識の向上を図る。	

3 適正な管理・運営の基盤となる環境の整備

項目	不正発生要因	不正防止計画	規則等
(1)ルール of 明確化・統一化	①研究費使用ルールの理解不足。	科学研究費ハンドブック、事務処理に関する内規（以下、「事務処理内規」という）、説明会等により使用ルール、規程等を周知する。	研究費の運営・管理に関する規則（第7条）
(2)職務権限の明確化	①職務権限の明確化及び教職員等への周知が不十分。	職務権限を明確にした体制を構築し、説明会等を利用して周知に努める。	研究費の運営・管理に関する規則（第6条）
	②研究者発注を認める場合の権限と責任（研究者本人に発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が帰属すること）に関する当該研究者の理解が乏しい。	契約事務取扱規則をはじめ、会計規定等の学内周知を図るとともに研究者の権限・責任に対する意識向上を図る。	
(3)関係者の意識向上	①研究費が公的資金であるという認識が希薄。 ②研究費の研究計画や契約内容に対する履行意識が低い。	コンプライアンス研修会を毎年度実施し、公的資金に対する認識の向上を図り、研究費に携わる全教職員に対して誓約書提出を求める。	研究費の運営・管理に関する規則（第9条）
(4)調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	①調査及び懲戒に関する規程や運用に係る規程の整備、周知が不十分である。	「研究活動の不正行為に関する取扱規則」を改正し、その内容を教職員に対し周知する。	実施基準第2節4 実施上の留意事項

4 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正発生要因	不正防止計画	規則等
(1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	①不正発生の要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定していない。	研究不正防止対策委員会を設置し、当該不正防止計画の策定を行う。	研究費の運営・管理に関する規則（第10条～第11条）
(2)不正防止計画の実施	①時間の経過等により取組みに対する認識低下が危惧される。	計画の進捗管理に努め、実施状況を定期的に把握する。	

5 研究費の適正な運営・管理活動

項目	不正発生要因	不正防止計画	規則等
(1)予算執行状況の把握	①予算執行が計画通り管理されず、年度末に予算執行が偏る等の事態が発生する。	説明会等で予算管理に関する意識向上を促すとともに、執行進捗状況を把握し必要に応じて研究者へ確認・助言を行う。	研究費の運営・管理に関する規則（第12条）
(2)癒着防止に向けた取り組み	①取引業者と研究者間の密接な関係が不正取引に発展する要因となる。	取引がある全業者に対して、不正に関与しないこと、内部監査等の調査に協力すること、不正にかかわる要求等があった場合は本学に通報すること等の内容を記した誓約書の提出を求める。	研究費執行に係る事務処理に関する内規
(3)発注・検収体制	①研究者自身によって発注を行う場合があるため、業者との不正な取引が発生する恐れがある。	検収の徹底に努め、請求書類に購入物品の内訳を明記し、不透明な購入に対する研究費の使用を認めない。	
(4)旅費	①出張事実の確認不足により、出張日程の水増しや架空請求等のおそれがある。	事実確認として、半券や領収書、クレジットカード明細の添付はもちろんのこと、学会等に参加の場合は、当該資料を添付する。 出張報告書は、用務内容のほか、出張関係者氏名を正確に記載の上、研究事業との関係内容を含め、出来るだけ詳細な報告に努める。	
(5)謝金等	①アルバイト雇用・謝金の支出基準が規程で定められていない。	事前伺いの段階で業務内容の出来るだけ詳細な記述を求めるとともにその金額の根拠を示し、必要な場合は資料等を添付する。	

6 情報の伝達を確保する体制の確立

項目	不正発生要因	不正防止計画	規則等
(1)相談窓口	①研究費の執行に関する相談は、受けているが、相談窓口として明確に設置されていない。 相談をせず、研究者が独自に判断し、誤った解釈で研究費が執行されるおそれがある。	相談窓口を周知するとともに相談しやすい環境整備に努め、効果的な研究遂行を支援する。	研究費の運営・管理に関する規則 (第8条)
(2)通報窓口	①通報(告発)の窓口が周知されていないため、不正が潜在化する可能性がある。 ②不正使用を発見したものが不利益を恐れて通報(告発)を躊躇する。	研究費の不正使用等に関する学内外からの通報(告発)窓口を副理事長に設置し、ホームページ上に公開する。 「研究活動の不正行為に関する取扱規則」に基づき、通報者が不利益な取扱いを受けないよう配慮し、慎重に対応する。	研究費の運営・管理に関する規則 (第14条) 研究活動の不正行為に関する取扱規則 (第6条、第7条) 公益通報に関する規則 (第4条)
(3)外部への公表	①不正への取組みに関する外部への公表が不十分である。	不正への取組み方針と意思決定手続きを学内外へ広く公表する。	研究費の運営・管理に関する規則 (第18条)

7 モニタリング

項目	不正発生要因	不正防止計画	規則等
(1)機関全体の視点からのモニタリング体制の整備状況	①制度変更や時間の経過等により、整備済の不正防止計画や管理・監査体制が適切なものでなくなる。	研究不正防止対策委員会において、不正防止計画や管理・監査の適正性を定期的に確認し、体制の維持に努める。	研究費の運営・管理に関する規則 (第11条) 研究不正防止対策委員会要綱(第2条)
(2)機関全体の視点からの監査体制の整備状況	①チェックの形骸化による不正の発生が危惧される。	従来 of 内部監査に加え、不正リスクに対する重点的な抜き打ちなどのリスクアプローチ監査を実施する。	研究費の運営・管理に関する規則 (第13条) 研究費内部監査規則